

有限責任事業組合等に係る障害者雇用率算定特例制度の充実を求める意見書

近年、民間企業における障害者の法定雇用率が令和8年7月より2.5%から2.7%に引き上げられるなど、障害者雇用の促進に向けた取組が進められている中、中小企業においては、障害者の雇用が十分に進んでいない状況となっている。

こうした中、中小企業が有限責任事業組合や事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、当該組合等と組合員である中小企業（特定事業主）における障害者の実雇用率を通算できる事業協同組合等算定特例制度は、中小企業の実情に即した有効な仕組みであるとともに、障害者にとっても一般就労への移行を見据えた実践的な就労機会の確保や職業能力の向上に資するものとなっている。また、障害者の就労支援に優れた実績のある就労継続支援A型事業所が有限責任事業組合等に加盟している場合、組合員である他の特定事業主の障害者就労を支援することができ、障害者の就労機会の確保につながることを期待されている。

しかしながら、事業協同組合等算定特例制度は十分に普及しているとは言えず、制度の利用促進に向けた効果的な取組が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、中小企業における障害者の雇用促進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 中小企業における障害者の雇用機会確保について一層の促進を図るため、事業協同組合等算定特例制度について、周知の強化を図ること。
- 2 有限責任事業組合等に加盟する就労継続支援A型事業所を運営する特定事業主が、継続的な障害者雇用を進める上で重要な役割を担っていることを広く周知するとともに、障害者の就労機会の確保につなげるため、就労継続支援A型事業所自体の質の向上に向けた取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）